

看護職員の負担軽減および処遇改善に関する取り組み事項

2023年4月1日

当院では看護職員の負担の軽減および処遇改善に資することを目的として計画を策定しこれに基づき以下の取り組みを実施しております

I 看護職員の負担軽減および処遇改善に関する責任者

看護部長 曾我孝子

II 看護職員の負担軽減および処遇の改善に資する体制

1 看護職員の勤務状況の把握

- 1) 勤務時間 週 37.5 時間
- 2) 夜勤に係る配慮 (2 交替制)

2 看護職員の負担軽減および処遇改善に資する計画

- 1) 計画の策定 年 1 回見直し
- 2) 職員に対する計画の周知

3 取り組みの公開

院内掲示およびホームページ

III 看護職員の負担の軽減および処遇の改善に資する具体的な取り組み内容

1 看護職員と他職種との業務分担

薬剤師、臨床工学技士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、クラーク

2 看護補助者および介護福祉士の配置

3 妊娠・子育て中、介護中の職員に対する配慮

夜勤の削減または免除、夜勤曜日の配慮、育児休業（パパ休暇含む）、短時間勤務、子の看護休暇、介護休暇、院内保育室の整備

4 個人の希望に配慮した勤務表作成

5 夜勤における看護業務の負担軽減

- 1) 勤務間隔は 11 時間以上空ける
- 2) 夜勤翌日の休暇
- 3) 仮眠時間確保
- 4) 夜勤連続は 2 回までとする
- 5) 夜勤時の夕食・朝食無料提供

6 人材確保

- 1) 多様な雇用形態の導入（夜勤専従、非常勤職員の勤務日、勤務時間対応）
- 2) リクルート活動（学校訪問 合同就職説明会への参加）
- 3) インターンシップ実施（夏・春）
- 4) 保護者同席の就職説明会実施

7 業務改善

- 1) 説明業務のデジタル化（動画作成）
- 2) インターネット環境の整備（e-ラーニングを活用した研修受講支援）
- 3) 医療機器・備品を整備し業務負担を軽減する